

公立大学法人滋賀県立大学職員倫理規程

平成 19 年 1 月 9 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 108 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員服務規程第 20 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本法人」という。）の職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本法人の業務に対する県民等の信頼を確保することを目的とする。

(職員)

第 2 条 この規程において、「職員」とは公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則、公立大学法人滋賀県立大学特任職員就業規則、公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則または公立大学法人滋賀県立大学無期転換契約職員就業規則の適用を受ける者をいう。

(職員の基本的心構え)

第 3 条 職員は、自らの行為が本法人に対する県民の信頼に影響を与えることを認識するとともに、日頃の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務および地位を私的な利益のために用いてはならない。

(職員の遵守事項)

- 第 4 条 職員は、職務の遂行に当たり、関係法令もしくは職務上の義務に違反し、または公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求める要求に応じてはならない。
- 2 職員は、前項の要求を受けたときは、速やかに上司に報告しなければならない。
 - 3 前項の規定による報告を受けた者は、適法かつ公正な職務の遂行を図るために必要な措置を講じなければならない。この場合において、自ら当該措置を講ずることが困難であるときまたは必要があるときは、上司に報告しなければならない。
 - 4 前項の規定は、同項後段の規定による報告を受けた者について準用する。

第 5 条 職員は、県民の理解と信頼を得るため、法人経費支出の一層の適正化等適切な職務執行を確保するとともに、自らの職務執行の在り方について常に自己点検をするよう努めなければならない。

(管理監督者の遵守事項)

- 第 6 条 管理監督者の立場にある職員（以下「管理監督者」という。）は、その職責を十分に自覚し、率先垂範して職務倫理の厳正な保持および適正なサービスの確保を図るとともに、部下の職員に対する指導監督に努めなければならない。
- 2 管理監督者は、職場において職務に関する議論が自由闊かつ達に行われるための必要な措置を講じるよう努めなければならない。
 - 3 管理監督者は、この規程の遵守について率先垂範して自省自戒するとともに、管理監督者相互の注意を喚起しなければならない。

(関係事業者等との接触に関する規制)

第 7 条 職員は、利害関係者（当該職員の職務に利害関係があり、または職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係がある事業者（法人事業者にあつては、その従業者を含む。）および個人（これらの者の集合体であつて法人格を有しないものを含む。）をいう。以下同じ。）から一切の接待または利益もしくは便宜の供与（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除く。）を受けてはならな

い。

- 2 職員は、本法人または設立団体が主催する行事等に伴ってする場合を除き、利害関係者との間で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、職務上の必要に基づき、かつ、対価を支払って接触する場合等例外的な場合にあつては、服務監督者（公立大学法人滋賀県立大学事務決裁細則 別表第1に定めるところにより、当該職員のサービスの承認に係る決裁権限を有する者をいう。）に届け出て、その承認を受けたときは、この限りでない。
 - (1) 会食（パーティーを含む。）をすること。
 - (2) 遊技（スポーツを含む。）または旅行をすること。
 - (3) 講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。
- 3 前2項の規定は、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為であつて職務に関係がないものについては、適用しない。
- 4 第1項および第2項の規定は、私的な交際、社交儀礼行為、勉強会、研究会等を口実として行われる行為についても適用する。
- 5 前各項(第2項ただし書を除く。)の規定は、職員が、官公庁（国の行政機関、地方公共団体および特殊法人等をいう。）の職員と接触する場合について準用する。この場合において、第2項中「行為」とあるのは、「行為（職務上の必要に基づき、かつ、対価を支払って接触するものを除く。）」と読み替えるものとする。

（違反行為に対する処分等）

第8条 理事長は、職員が第4条第1項もしくは第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）または前条の規定に違反する行為を行ったと認められる場合は、職員の適用される就業規則に規定する懲戒処分を行い、または訓告もしくは注意等の必要な措置を講ずるものとする。

（実施細則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成19年1月9日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。（第2条、第8条関係）